

情報

移住した人などを支援します

移住・就業支援補助金 / 奨学金返還支援補助金

移住・就業支援補助金

東京圏（東京、千葉、埼玉、神奈川）から市内に移住した人に補助金を交付します。

①東京 23 区の在住者または東京 23 区内への通勤者（移住直前 10 年間のうち 5 年以上かつ移住直前の 1 年以上在住または通勤）

②働き方について次のいずれかに該当すること

- ・ 県の就職マッチングサイトから就職した人
- ・ テレワークで移住前の企業で働く人*
- ・ 県の起業支援を受けて起業する人 など

※令和 3 年 3 月 1 日以降に移住した人が対象

補助金額 ▶ 単身世帯：60 万円

▶ 2 人以上の世帯：100 万円

受付期限

令和 4 年 1 月 31 日(月)まで

☎ 閩政策企画課 ☎ 983・2698



▲詳細はこちら

奨学金返還支援補助金

大学などを卒業後に市内に居住し、働きながら奨学金を返還する三島市出身の人を対象に、奨学金の返還を支援します。

①・市内出身

- ・ 平成 30 年度以降に大学などを満 25 歳までに卒業
- ・ 申請時に年齢が満 31 歳以下 など

※詳細は市ホームページ

対象経費 交付申請をする年度の前年度 10 月からの 1 年間の期間内に返還した奨学金の額

※年間 12 万円が上限（1000 円未満切捨て）

補助期間 補助金交付を受けた最初の年度から 5 年間

※最大 60 万円

受付期限 9 月 30 日(休)まで

☎ 閩政策企画課 ☎ 983・2698



▲詳細はこちら

情報

移住した人や子育て世帯の住宅リフォームなどを支援します

移住・子育て住宅リフォーム補助金 / 住むなら三島移住サポート補助金

移住・子育て住宅リフォーム補助金

県外からの移住者世帯や子育て世帯に、リフォーム工事費用の一部を補助します。（最大 25 万円）

区分	対象
① 県外から移住する若い世帯が行うリフォーム	県外から移住する次のいずれかに当てはまる世帯 ・夫婦いずれかが満40歳未満の世帯 ・中学生以下の子と同居する満46歳未満の親
② 子育て世帯が行うリフォーム	中学生以下の子が属する世帯 ※市内在住可

☎ ▶ 工事着手前および工事請負契約前の申請が必要

▶ 予算が無くなり次第終了

☎ 詳細は市ホームページ

☎ 三島住まい推進室 ☎ 983・2750



▲詳細はこちら

住むなら三島移住サポート補助金

「住むなら三島移住サポート補助金」は、市へ移住し住宅を取得した人向けの補助制度ですが、今年度の当初予算分は残りわずかとなっています。予算の状況や今後の対応については市ホームページでお知らせします。

対象	補助金額
① 県外から転入した若い夫婦	100万円
② 県外から転入した若い夫婦 ※三島市移住・就業支援補助金が交付されている場合	50万円
③ 県内の他市町から転入した若い夫婦 ※申請者または配偶者の父母のいずれかが、市の住民基本台帳に記録されている場合	20万円

☎ 三島住まい推進室 ☎ 983・2750



▲詳細はこちら

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

情報

夏休み期間のみの利用を受け付けます
放課後児童クラブ利用申し込み

市では、市内全小学校に放課後児童クラブを設置して、児童の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行っています。通年での利用に加え、夏休み期間のみの利用申し込みを受け付けます。

利用期間 7月26日(月)～8月25日(水)午前8時～午後6時
※土曜・日曜・祝日、8月13日、16日～19日は休み
費用 児童1人につき7,000円(内訳は下記の通り)

- ▶指導料6,000円※同一家庭2人目からは3,000円
- ▶教材費など1,000円

対象 就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生で、入会基準を満たす人※詳細は、市ホームページ
募集 市内各小学校の児童クラブ※坂小学校を除く
受入人数 各小学校の児童クラブを通常利用している児童に対し、夏休み期間中も利用するか調査を行います。その結果、定員に空きが出た場合に、受け入れを行います。調査は6月に実施しますので、受け入れ人数は現時点で確定していません。

入会審査について

- ①申請書の記入事項や提出された証明書などにより、入会の基準を満たしているか審査を行います。必要に応じて追加での書類提出のお願いや確認の連絡をする場合があります。
- ②昼間家庭で保育ができないなどの事情を考慮し、学年や保護者・祖父母の状況などにより必要度の高い児童を優先します。定員を超えて申請があった場合は、入会をお断りすることがありますのでご了承ください。

申請 6月18日(金)までに各児童クラブに備え付けの申請書に必要書類を添え、直接各児童クラブへ提出
※開館中(午後1時～5時30分)にお越しください。

問 教育総務課 ☎ 983・2668



▲詳細はこちら

情報

手当・助成のお知らせ
子育て関係の手続きをお忘れなく

母子家庭・父子家庭などの医療費を助成します

令和2年分の所得税が非課税で、20歳未満の子を扶養している、下記のいずれかに該当する人は申請により医療費の助成を受けることができます。

- ☑▶未婚か配偶者と死別・離婚し、現在婚姻をしていない▶配偶者の生死が不明▶配偶者が海外にいて扶養を受けられない▶配偶者の精神・身体に障がいがあり、長期間労働力を失っている

※6月1日(火)現在、すでに受給している人は、6月初旬から中旬にかけて書類を郵送します。所得税が非課税で対象に該当する人は6月30日(水)までに子育て支援課へ郵送または直接提出してください。7月以降に申請した場合、資格の発生は申請日の翌日からとなりますのでご注意ください。

児童手当を振り込みます

時 6月15日(火)

対象月 2月～5月(4カ月分)

児童手当「現況届」の提出をお願いします

6月以降も手当を受給できるかどうかを確認するため、「現況届」の提出が必要です。対象となる人へ6月初旬から中旬にかけて書類を郵送しますので、必要書類を添えて忘れずに提出してください。

提出期限 6月30日(水)

対象 5月まで児童手当または特例給付を受給している人

提出方法 子育て支援課へ郵送または直接提出

■共通事項

直接提出は平日の開庁時間(午前8時30分～午後5時15分)のみ受付

問 子育て支援課 ☎ 983・2712